

「細則 3－1 NAS電池を設置する一般取扱所の自主保安基準」の解説

NAS電池は、正極に第二類の危険物である硫黄、負極に第三類の危険物であるナトリウムを用いて硫黄とナトリウムの化学反応で充放電を繰り返す蓄電池です。平成 11 年国通知等により、NAS電池を設置する一般取扱所に係る運用等が示されました。

当該通知等を受け、NAS電池を設置する一般取扱所は、NAS電池の監視、制御、消火活動及び避難体制等の基準である細則 3－1 を定める必要があります。

関係通知：【平成 11. 6. 2 消防危 53】【平成 24. 6. 7 消防危 154】【平成 25. 8. 23 消防危 156】

細則 3－1 NAS電池を設置する一般取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	NAS電池を設置する一般取扱所
------------	-----------------

第1 総則

当所のNAS電池の監視、制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「NAS電池の保安管理に係る基準」に基づき行うものとする。

第2 NAS電池の保安管理に係る基準

- 1 所長は、NAS電池の監視、制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき監視、制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。
- 2 所長は、NAS電池で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。
- 3 NAS電池の監視、制御等は、●●データセンター（東京都千代田区大手町-●-●）及び●●警防室（東京都千代田区大手町-●-●）で行うものとする。

4 その他

NAS電池を監視、制御等する場所を記載してください。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。